

# 新潟薬科大学受託研究取扱規程

制 定 平成5年12月6日

最新改正 令和3年9月14日

(目的)

第1条 この規程は、新潟薬科大学（以下「本学」という。）において、本学以外の機関等（以下「外部機関等」という。）からの委託を受けて行う研究（以下「受託研究」という。）の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「受託研究」とは、本学において、外部機関等から委託を受けて行う研究で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。
- (2) 「受託研究担当者」とは、受託研究に従事する本学の教職員等をいう。
- (3) 「受託研究代表者」とは、受託研究担当者のうち、受託研究を行う上で責任を持つ本学の教職員等をいう。
- (4) 「国等」とは、国、独立行政法人、地方公共団体、国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学、高等専門学校、国立研究開発法人及び地方独立行政法人をいう。

(受入の原則)

第3条 受託研究は、教育研究上有意義であり、かつ、本学の教育研究に支障がないと認められる場合に限り、受入れるものとする。

2 受託した調査・研究事項については、受託研究代表者が全責任をもって、これを処理しなければならない。

(受入の条件)

第4条 受託研究の受入れに際しては、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 委託者は、第9条に掲げる契約の締結後、受託研究に要する経費（以下「研究経費」という。）を本学の発する請求書に定める納入期限までに、本学の指定する口座に納入すること。
- (2) 受託研究は、委託者が一方的に中止することはできないこと。
- (3) 研究経費により取得した設備等は、本学の所有とする。ただし、委託者が国等の場合は、これを付さないことがある。
- (4) 天災地変その他やむを得ない事情により受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合においても、本学は、その責を負わないこと。
- (5) 本学に支払われた研究経費は、原則として返還しない。ただし、前号の場合において、不用となった経費があるときは、その範囲内においてその一部又は全部を返還することがあること。

(発明等の取扱)

第5条 受託研究の結果、発明等に係る知的財産権が生じた場合の取扱いについては、別に定めるところによる。

(研究経費の額)

第6条 委託者が負担する研究経費の額は、諸謝金、賃金、旅費、消耗品費及び備品費等受託研究の遂行に直接必要とする経費に相当する額（以下「直接経費」という。）及び受託研究の遂行に関連して、直接経費以外に必要となる人件費、施設設備機器の損料等の経費を勘案して定める額（以下「間接経費」という。）の合計額とする。

2 間接経費は、原則として直接経費の5%に相当する額とする。ただし、委託者において間接経費等に係る規程等がある場合で、間接経費を直接経費の5%に相当する額以上の額としているときは、当該規程等が定める上限額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、委託者が国等であって、予算又は財政事情により間接経費が措置できない場合、学長がやむを得ないと認めるときは、直接経費のみとすることができる。

(研究経費の会計処理)

第7条 研究経費の受入れ、支出等の取扱いについては、学校法人新潟科学技術学園経理規程及び関係規程の定めるところにより処理するものとする。

(申込の方法及び審査)

第8条 受託研究の申込みをしようとする外部機関等の代表者は、委託研究申込書（様式1）を学長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、公募型の受託研究である場合には、当該研究を公募した者が発行する採択通知書等の写しをもって申込書に代えることができるものとする。

3 受託研究の受入れは、原則として産官学連携推進センター運営委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て、学長が決定するものとする。ただし、国等からの受託研究である場合は委員会の審議を省略することができるものとする。

4 委員会は、受託研究の受入れにあたり、次に掲げる事項について審議し、学長に報告するものとする。

（1）研究の目的、内容及び条件

（2）その他必要な事項

5 受託研究代表者は、前項の審議にあたり、委員会の求めに応じて当該受託研究に係る具体的な実施計画等を記載した計画書を提出するものとする。

（契約の締結）

第9条 学長は、前条第4項の報告にもとづき、委託研究の受入れを決定したときは、受託研究決定通知書によって委託者に通知するとともに、受託研究契約書により、契約を締結するものとする。

（施設・整備の利用等）

第10条 本学は、その施設・設備を受託研究の用に供するものとする。

（受託研究の中止又は延長）

第11条 学長は、研究遂行上やむを得ない事由があると認める場合は、委託者と協議の上、当該受託研究を中止又は期間の延長をすることができる。

2 学長は、受託研究の変更を決定したときは、受託研究変更契約書等により、受託者と契約を締結するものとする。

（研究完了報告書）

第12条 受託研究者は、受託研究を完了したときは、速やかに研究完了報告書を作成し、学長に報告するものとする。

2 学長は、受託研究の結果を委託者に通知するときは、当該受託研究代表者に行わせるものとする。

（研究成果の公表）

第13条 受託研究の成果は、受託研究担当者の名において、これを公表することができる。

2 受託研究担当者は、前項の公表の時期・方法について、必要な場合には、特許権取得等の妨げにならない範囲において、委託者と協議して定めるものとする。

（改廃）

第14条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成5年12月6日から施行する。

2 この規程施行の日に、すでに契約している受託研究については、この規程に基づいて行われたものとみなす。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年9月14日から施行する。

[様式1（第8条関係）](#)

# 委 託 研 究 申 込 書

年 月 日

新潟薬科大学学長 殿

(〒 - )

所在地  
委託者 会社名等  
代表者

印

新潟薬科大学受託研究取扱規程に基づき、下記により研究を委託致したく申込みます。

## 記

委託研究題目		
研究目的及び内容		
受託研究者名	所属・職名	氏名
受託研究期間	年 月 日から 年 月 日まで	
受託研究費の額	金 円 (消費税及び地方消費税を含む。) (内訳) 直接経費：金 円 間接経費：金 円	
受託研究費納入予定時期	一括払	年 月
	分割払	年 月 ( 円) 年 月 ( 円)
研究用資材・器具等の提供		
委託者の事務連絡先 (担当者所属・氏名・連絡先)	住所：〒 担当者所属・氏名： 電話番号： FAX： E-mail：	
その他参考事項		

